

# 山梨県公報

第二千二百三三号

平成二十四年

二月十三日

月 曜 日

## 目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 保安林の指定の解除……………         | 八一 |
| 県営土地改良事業計画の決定(三件)…………… | 八一 |
| 道路の区域変更(四件)……………       | 八二 |
| 廃川敷地等……………             | 八三 |
| 公 告                    |    |
| 開発行為に関する工事の完了について…………… | 八三 |
| 教育委員会                  |    |
| 一般競争入札について……………        | 八四 |
| 公安委員会                  |    |
| 一般競争入札について……………        | 八五 |

## 告 示

### 山梨県告示第五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 解除に係る保安林の所在場所  
笛吹市一宮町国分字経塚一―五二の一、一―六〇の一、一―六二の一、一―六三
- (二) 保安林として指定された目的  
水害の防備
- (三) 解除の理由  
公園用地とするため
- (一) 解除に係る保安林の所在場所

- 三 笛吹市一宮町国分字経塚一―五二の一、一―六〇の一、一―六二の一、一―六三
- (二) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (三) 解除の理由  
公園用地とするため

### 山梨県告示第五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(藤袋地区県営畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十四年二月十六日から同年三月十四日まで
- 三 縦覧場所  
笛吹市役所
- 四 異議申立期間  
平成二十四年三月十五日から同年三月二十九日まで

### 山梨県告示第五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(日下部地区県営畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類  
県営土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧期間  
平成二十四年二月十六日から同年三月十四日まで
- 三 縦覧場所  
山梨市役所及び甲州市役所
- 四 異議申立期間  
平成二十四年三月十五日から同年三月二十九日まで

**山梨県告示第五十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（下山区ため池等整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成二十四年二月十三日 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十四年二月十三日から同年三月九日まで
- 三 縦覧場所  
身延町役場
- 四 異議申立期間  
平成二十四年三月十日から同年三月二十四日まで

**山梨県告示第五十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別       |              | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|------------|--------------|-----------------|---------------|
|  | 旧          | 新            |                 |               |
| 笛吹市石和町河内字宮窪一〇三番の二地先から<br>笛吹市石和町小石和字神明二四番地先まで | 六・一<br>六・七 | 一一・〇<br>一一・二 | 三六・七            | 三六・七          |

**山梨県告示第五十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別         |              | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---|--------------|--------------|-----------------|---------------|
|   | 旧            | 新            |                 |               |
| 山梨市市川字庭藏二二六四番の一地先から<br>山梨市市川字庭藏二二三番の九地先まで | 一八・七<br>四二・六 | 二二・一<br>四二・六 | 一九・〇            | 一九・〇          |

**山梨県告示第六十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

| 区 間                                   | 旧新の別  |      | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|---------------------------------------|-------|------|-----------------|--------------|
|                                       | 旧     | 新    |                 |              |
| 甲府市中央四丁目六二番地先から<br>甲府市中央四丁目一四〇番の一地先まで | 一一・二丁 | 一八・〇 | 一一・三            | 一〇九・〇        |
|                                       | 一一・三  |      |                 |              |

山梨県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

| 区 間                               | 旧新の別  |       | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-----------------------------------|-------|-------|-----------------|--------------|
|                                   | 旧     | 新     |                 |              |
| 甲府市中央四丁目七五番地先から<br>甲府市中央四丁目二番地先まで | 一〇・五丁 | 一四・六丁 | 二二・四            | 一七一・〇        |
|                                   | 二二・四  | 三四・〇  |                 |              |

山梨県告示第六十二号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 相模川水系 鶴川・仲山川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十四年二月十三日
- 三 廃川敷地等の位置 上野原市松留字下馬船四百七番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 一万二千九百七十一・八三平方メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
富士吉田市新屋字下カジャ作一四五四の一部、一四五五の一部、一四五六の一部、一四七五の一部、一四七八の一部、一四七九の一部、一四八〇の一部、一四六一の一部、一四六二の一部、一四六三の一部、一四六四の一部、一四六五の一部、一四六六の一部、一四六七の一部、一四六八の一部、一四六九の一部、一四七〇の一部、一四七一の一部、一四七二の一部、一四七三の一部、一四七四の一部、一四七五の一部、一四七六の一部、一四七七の一部、一四七八の一部、一四七九の一部、一四八〇の一部、一四八一の一部、一四八二の一部、一四八三の一部、一四八四の一部、一四八五の一部、一四八六の一部、一四八七の一部、一四八八の一部、一四八九の一部、一四九〇の一部、一四九一の一部、一四九二の一部、一四九三の一部、一四九四の一部、一四九五の一部、一四九六の一部、一四九七の一部、一四九八の一部、一四九九の一部、一五〇〇の一部、一五〇一の一部、一五〇二の一部、一五〇三の一部、一五〇四の一部、一五〇五の一部、一五〇六の一部、一五〇七の一部、一五〇八の一部、一五〇九の一部並びに上吉田字諏訪内五三三〇の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都目黒区中根二丁目三番地十九号 株式会社牧野フライス製作所 取締役社長 牧野 二郎

## 教育委員会

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年二月十三日

山梨県教育委員会教育長

瀧 田 武 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量  
新山梨県立図書館情報システム関連機器（端末等） 一式
- 2 借入物品等の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間  
平成二十四年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 4 納入場所  
新山梨県立図書館（山梨県甲府市北口二丁目地内）
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号  
山梨県教育庁新図書館建設室  
電話〇五五 二二三 一七九五
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日の翌日から平成二十四年二月二十二日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。
- 3 入札参加資格申請書の提出方法  
この公告の日の翌日から平成二十四年二月二十三日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十四年三月二十三日（金）午前十一時  
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三〇三会議室
- 5 郵送による入札書の受領期限及び場所  
平成二十四年三月二十二日（木）午後五時までに山梨県教育庁新図書館建設室（郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 6 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 8 落札者の決定方法  
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

もって有効な入札を行った者を落札者とする。  
四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否  
要

5 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書に  
よる。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:

Related equipment for Yamanashi Prefectural New Library Information Systems  
(computer terminals, etc.) 1 set

2 Date and time of the tendering and bid opening:

March 23, 2012 11:00 AM

3 Bureau in charge:

New Library Planning Office, Yamanashi Prefectural Board of Education

Address: 1-6-1, Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8504, Japan Tel (055) 223-1795

## 公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年二月十二日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

自動車保管場所証明事務現地調査及び入力業務委託 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県内各警察署管轄区域内

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者のみならず。

5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その

- 者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 7 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 10 純資産一千万円以上の法人であること。
- 11 国、地方公共団体又は法人と役務の提供業務の業歴が三年以上であり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。
- 12 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。
- 13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。
- 14 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
- 15 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 16 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 17 自動車の販売・整備の業務を正業又は兼業としていない法人及び自動車保管場所証明申請に係る代理業務を正業又は兼業としていない法人であること。
- 18 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

- エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 三 入札手続等
  - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
郵便番号四〇〇〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部交通部交通規制課企画係 電話〇五五 二三五 二二二一
  - 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成二十四年二月二十八日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。
  - 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十四年三月二十六日（月）午前十時 山梨県警察本部交通部交通規制課五階会議室
  - 4 郵送又は信書便による入札書の受領期限及び場所  
平成二十四年三月二十三日（金）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課企画係（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に到着すること。
  - 5 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 6 落札者の決定方法  
この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。
- 四 その他
  - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金  
入札金額（一件当たりの単価）に予定数量を乗じて得た金額の百分の五以上とし、入札前に納付する。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約保証金

契約金額（一件当たりの単価）に予定数量を乗じて得た金額の百分の十以上とし、契約時に納付する。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十四年三月五日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

6 落札の効果

本入札における落札の効果は、平成二十四年四月一日に平成二十四年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Outsourcing of Field Survey and Input Concerning Automobile Storage, 1 set

2 Date and time for tender

10:00 AM March 26, 2012

3 Bureau in charge

Regulation and Planning Section, Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番